

内原同仁会子どもセンター多目的ホール利用要項

(目的)

第1条 この要項は、内原同仁会子どもセンターに設置する多目的ホール（以下「ホール」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用団体)

第2条 ホールを使用することができる者は、社会福祉法人同仁会のほか次の各号に掲げる適当な責任者を有する団体とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 福祉関係団体
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校及びPTA
- (4) 地域自治活動を行う団体
- (5) 子供会その他児童の健全育成目的とする団体
- (6) その他内原同仁会子どもセンター長（以下「センター長」という。）が適当と認める団体

(利用日)

第3条 ホールを利用することができる日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月4日までを除く日とする。ただし、センター長が認める場合は利用日以外の日に利用することができる。

2 センター長は、管理上必要と認める場合は、前項に規定する利用日を臨時に変更することができる。

(利用時間)

第4条 ホールの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 利用しようとする時間に同仁会の職員が同席し、センター長が認める場合は、前項に規定する利用時間以外の時間にホールを利用することができる。

3 センター長は、管理上必要と認める場合は、前項に規定する利用時間を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第5条 ホールの利用料金は、無料とする。

(禁止行為)

第6条 ホールの利用者は、内原同仁会子どもセンター内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 球技や激しい運動をすること。
- (2) 凶器、爆発物その他危険物又は旗、プラカードその他秩序を乱すおそれがある物品を持ち込むこと。
- (3) みだりに放歌高唱する等騒がしい行為をすること。
- (4) 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (5) 物品の販売又は寄付金の募集を行うこと。
- (6) 壁、柱等に張紙をし、又はくぎの類を打つこと（センター長の承認を受けた場合を除く。）。

- (7) ホールのある建物以外の建物及び設備等に許可無く立ち入ること。
- (8) 許可無く飲食すること。また、ゴミ等を放置すること。
- (9) 建物内及び指定した場所以外の敷地内において喫煙すること。
- (10) 建物内及び敷地内において飲酒すること。
- (11) 許可無く申請以外の備品を使用すること。
- (12) 前各号に掲げる行為のほか、センター長が別に定める行為
(利用の申請手続き)

第7条 ホールを利用しようとする者は、当該利用日の2か月前の日から前日までに地域交流スペース利用申込書(様式第1号)をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、センター長が、ホールの利用に支障がないと認めるときは、利用の際に承認を受けることができる。

(使用承認書の交付等)

第9条 センター長は、ホールの利用を承認したときは、地域交流スペース利用承認書(様式第2号)を、その利用を承認しないときは、地域交流スペース利用不承認書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。ただし、前条ただし書きにより承認した場合は、交付しない。

(利用承認の取消し及び変更)

第10条 センター長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、第8条の規定による承認を取り消し、又は承認の内容を変更することができる。

- (1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。
- (2) この要項に違反したとき。
- (3) 管理者の指示した事項に違反したとき。
- (4) その他利用者が、ホールの管理上支障となる行為をしたとき。

(利用後の報告)

第11条 ホールを利用した代表者は、利用後に地域交流スペース利用実績報告書(様式第4号)をセンター長に提出しなければならない。

付 則

この要項は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

内原同仁会子どもセンター長 様

申請団体等の住所

名称

代表者氏名

地域交流スペース利用申込書

下記のとおり地域交流スペースを利用したいので申請します。

記

利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日	午前・午後	時から 午前・午後 時
利 用 人 数	名		
利 用 責 任 者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
利用したい備品、設備等			
持ち込み品等			
飲食の有無	有 ・ 無		
特 記 事 項			

年 月 日
様 内原同仁会子どもセンター長 印
地域交流スペース利用承認書
年 月 日付で申請のあつた地域交流スペースの利用を下記のとおり承認します。
記

利 用 目 的		
利 用 日 時	年 月 日	午前・午後 時から 午前・午後 時
利 用 人 数	名	
利 用 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
利用を認める備品、設備等		
持ち込み品等		
飲食の有無	有 ・ 無	
利用上の条件等		

(注) 都合によつて使用しなくなつたときは、至急連絡して下さい。

年 月 日

様

内原同仁会子どもセンター長

印

地域交流スペース利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあつた地域交流スペースの利用については、下記理由のため
利用の承認ができないので通知します。

記

理由

年 月 日

内原同仁会子どもセンター長 様

利用団体等の名称

利用責任者氏名

地域交流スペース利用実績報告書

利 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利 用 人 数	名				

確認のうえ、チェックしてください。

1 机やいす等の備え付け備品は、最初にあった状態に戻しましたか。	
2 ゴミは残していませんか。	
3 ホールの窓の戸締まりは大丈夫ですか。	
4 カーテンは閉めましたか。	
5 エアコン、電灯等のスイッチは切りましたか。	
6 忘れ物はありませんか。	

ご意見やご要望がありましたらご記入ください。

--

平成26年6月吉日

地域の皆様へ

内原同仁会子どもセンター長 仲田靖夫

内原同仁会子どもセンター多目的ホールの貸出のお知らせ

地域の皆様には、日頃からお世話になっております。また、建物の建て替えにつきましては騒音や振動等により大変ご迷惑をかけ申し訳なく思っております。

さて、駐車場等の外構工事も完成間近となってまいりましたが、管理棟に地域の皆さんにご利用頂けます多目的ホールを設置しました。つきましては、下記により予約を受け付けますのでお知らせいたします。

記

- 1 貸出開始日
平成26年7月1日（火）から貸出を開始します。
- 2 部屋の規模等
約10m×16mです。90名分の会議用テーブルとイスを用意してあります。
球技はできませんが、ダンス、軽運動、リクレーション等にはお使いいただけます。
- 3 利用日時
原則として平日の午前9時から午後5時までです。
- 4 利用できる団体
自治活動団体、子供会及び育成会、高齢者団体、障害者団体、福祉団体、教育機関、地方公共団体等。なお、申し訳ありませんが、個人や任意のグループ、サークル等のご利用はできません。
- 5 使用料
無料です。
- 6 申込方法
利用予定日の2か月前から当日までの間に、電話で予約してください。来所しての予約もできます。
- 7 お貸しできる備品、設備等
会議用テーブル、いす、演台、花台、司会台、スリッパ等
バトン設備（正面にスクリーンや看板等をつり下げる装置）、音響設備、湯沸室（お茶の葉や湯飲みは用意してありません。）等
- 8 飲食等
飲食等は可能です。ただし、飲酒及び喫煙はご遠慮願います。
- 9 問い合わせ先
内原同仁会子どもセンター事務局
電 話 029-257-5501 FAX 029-259-6688